

<h1>静岡市報</h1>	No. 84
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

<b>条 例</b>	
○静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例	…… 4
○静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	…… 5
<b>規 則</b>	
○静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	…… 7
○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	…… 8
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	…… 9
○静岡市清水港海づり公園条例の施行期日を定める規則	……10
○静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則	……11
○静岡市立待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則	……14
○静岡市清水駅東口ライミング場条例施行規則の一部を改正する規則	……17
<b>人事委員会規則</b>	
○静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	……22

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第56号）

議会運営委員会の委員の定数を10人から9人に改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第57号）

施設改修による休館に伴い、休館期間中の特別観覧料の減額又は免除について市長が行うことができるよう改めるため、所要の改正をすることとした。

---

# 条 例

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月27日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第56号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「10人」を「9人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡市議会委員会条例に基づく議会運営委員会に付議されている継続審査事件は、改正後の静岡市議会委員会条例に基づく議会運営委員会に付議された継続審査事件とみなす。

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月27日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第57号

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第10条の改正規定の次に次のように加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（特別観覧料の減額又は免除）

第10条の2 市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第2の特別観覧料を減額し、又は免除することができる。

第2条中第10条の改正規定の次に次のように加える。

第10条の2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第77号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年4月24日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「8万5,490円」を「9万790円」に、「4万2,700円」を「4万5,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

静岡市規則第78号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年4月24日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条財政課の所掌事務中（10）を（11）とし、（9）の次に次のように加える。

（10）債券の購入に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第79号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年4月24日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2 個別専決事項1 本庁個別専決事項財政課に関する事項の表中

「

13 市債借入れの申込みを すること。				○	
------------------------	--	--	--	---	--

を

」

「

13 市債借入れの申込みを すること。		○			
------------------------	--	---	--	--	--

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市清水港海づり公園条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和8年4月24日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市規則第80号

静岡市清水港海づり公園条例の施行期日を定める規則

静岡市清水港海づり公園条例（令和7年静岡市条例第68号）の施行期日は、令和8年4月29日とする。

## 静岡市規則第81号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年4月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則（平成27年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

2 乳児等通園支援事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合における保護者	無料
3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、乳児等通園支援事業を利用した日の属する年度（乳児等通園支援事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、その前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課されない者である場合における保護者（前号に該当する場合を除く。）	60円
4 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、乳児等通園支援事業を利用した日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が77,101円未満である場合における保護者（前2号に該当する場合を除く。）	90円
5 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、乳児等通園支援事業に係る使用	150円

を

料を軽減することが適当であると認められる場合における保護者（前3号に該当する場合を除く。）	
---	--

2 特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）による支援を受けた月において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合における保護者	無料
3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、特定乳児等通園支援を利用した月の属する年度（特定乳児等通園支援を利用した月が4月から8月までの場合にあっては、その前年度。次号において同じ。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課されない者である場合における保護者（前号に該当する場合を除く。）	100円
4 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、特定乳児等通園支援を利用した月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が102,801円未満（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が前年度の初日の属する年の1月1日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域外に住所を有し、かつ、特定乳児等通園支援を利用した月が4月から8月までの場合にあっては、77,101円未満）である場合における保護者（前2号に該当する場合を除く。）	100円
5 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及	100円

に

び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認められた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、特定乳児等通園支援に係る使用料を軽減することが適当であると認められる場合における保護者（前3号に該当する場合を除く。）	
---	--

」

改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 静岡市規則第82号

静岡市立待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年4月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市待機児童園条例施行規則(平成27年静岡市規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2 乳児等通園支援事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合における保護者	無料
3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、乳児等通園支援事業を利用した日の属する年度(乳児等通園支援事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、その前年度)分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)を課されない者である場合における保護者（前号に該当する場合を除く。）	60円
4 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、乳児等通園支援事業を利用した日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が77,101円未満である場合における保護者（前2号に該当する場合を除く。）	90円
5 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、乳児等通園支援事業に係る使用	150円

を

料を軽減することが適当であると認められる場合における保護者（前3号に該当する場合を除く。）	
---	--

2 特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）による支援を受けた月において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合における保護者	無料
3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、特定乳児等通園支援を利用した月の属する年度（特定乳児等通園支援を利用した月が4月から8月までの場合にあつては、その前年度。次号において同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課されない者である場合における保護者（前号に該当する場合を除く。）	100円
4 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、特定乳児等通園支援を利用した月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が102,801円未満（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が前年度の初日の属する年の1月1日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域外に住所を有し、かつ、特定乳児等通園支援を利用した月が4月から8月までの場合にあつては、77,101円未満）である場合における保護者（前2号に該当する場合を除く。）	100円

に

5 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、特定乳児等通園支援に係る使用料を軽減することが適当であると認められる場合における保護者（前3号に該当する場合を除く。）	100円
---	------

」

改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

静岡市規則第83号

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年4月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則（令和7年静岡市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、個人の利用については、申請書の提出を要しない。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の申請書は、利用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。

第3条に次の1項を加える。

- 2 クライミング場を個人で利用しようとする者には、個人利用券（様式第3号）を発行する。

第4条を削り、第5条に次の1項を加え、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

- 3 市長は、前2項に規定する手続により難しい事情があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

様式第2号中

「

備 考	
-----	--

を

」

「

備 考	
-----	--

(注) 本書をもって領収書に代えます。		

に  
」

改める。

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市清水駅東ロクライミング場条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市清水駅東ロクライミング場条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる

# 人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第8号

静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年4月23日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「静岡市保健福祉センター条例（平成15年静岡市条例第165号）第1条に規定する保健福祉センター」を「区役所」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月7日から施行する。